

三菱HCキャピタルオートリース株式会社所有車両の登録に関するご案内

弊社は2023年4月1日の三菱オートリース株式会社との合併に際し、国土交通省と協議の結果、登録自動車の車検証「所有者移転登録」を登録識別情報制度を利用して変更する事となり準備を進めてまいりました。

この度、同制度を利用して、商号の変更を電子申請により下記の日程で実施することとなりました。対象車両につきましては、商号の変更実施日に各運輸支局の窓口で一部の業務が中止されます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 所有者名称の変更実施日

2023年4月14日（金）・17日（月）・18日（火）・19日（水）

2. 変更対象車両

車検証備考欄に下記の商号の記載がある車両

三菱HCキャピタルオートリース株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号
90150

日立キャピタルオートリース株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号
90076

日立キャピタルオートリース株式会社
東京都港区西新橋二丁目15番12号
24421

3. 変更実施日に中止される窓口業務

変更登録、移転登録、一時抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、自動車検査賞記入、番号変更

4. 実施日以降の注意事項

車検証備考欄の所有者名は旧商号（三菱HCキャピタルオートリース株式会社又は日立キャピタルオートリース株式会社）のままですが、国土交通省のデータファイルは新商号（三菱オートリース株式会社）に変更済です。

そのため、対象車両の車検証の所有者情報の変更登録申請の必要はありません。

なお、車両に備え付けの車検証はそのままご利用可能です。

5. お問い合わせ

三菱HCキャピタルオートリース株式会社 お客様相談室

TEL0120-421-220（受付時間：平日 10：00～16：00 当社所定の休日は除きます）